

月・日	曜日	会 議	事 項
2・27	月	本 会 議	・補正予算 ・一般議案 ・新年度予算
28	火	本 会 議	・新年度予算 ・一般質問通告書正午締切
3・1	水	休 会	
2	木	休 会	
3	金	市民福祉常任委員会	
4	土	休 会	
5	日	休 会	
6	月	経済建設常任委員会	
7	火	総務教育常任委員会	
8	水	市民福祉常任委員会	
9	木	経済建設常任委員会	
10	金	総務教育常任委員会	
11	土	休 会	
12	日	休 会	
13	月	休 会	
14	火	基地政策特別委員会	
15	水	休 会	・写真撮影申込正午締切
16	木	本 会 議	・一般質問
17	金	本 会 議	・一般質問
		議会運営委員会	
18	土	休 会	
19	日	休 会	
20	月	本 会 議	・一般質問
21	㊦	休 会	
22	水	休 会	
23	木	本 会 議	・委員会付託議案の委員長報告～採決 ・一般質問掲載申出書締切日
		議会全員協議会	

○開議時間については、午前9時〔最終日は午前9時30分〕

本 会 議	議 場	議会運営委員会	第1委員会室
総務教育常任委員会	第1委員会室	市民福祉常任委員会	第1委員会室
経済建設常任委員会	第1委員会室	基地政策特別委員会	第1委員会室

綾瀬市議会 3 月定例会議事日程（第 1 号）

令和 5 年 2 月 2 7 日（月）午前 9 時開議

- | | | |
|---------|-----------|--|
| 日程第 1 | | 会期決定について |
| 日程第 2 | 第 1 4 号議案 | 令和 4 年度綾瀬市一般会計補正予算（第 8 号） |
| 日程第 3 | 第 1 5 号議案 | 令和 4 年度綾瀬市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 4 | 第 1 6 号議案 | 令和 4 年度綾瀬市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 5 | 第 9 号議案 | 綾瀬市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 6 | 第 1 0 号議案 | 綾瀬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 7 | 第 1 1 号議案 | 綾瀬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 8 | 第 1 2 号議案 | 綾瀬市都市公園条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 9 | 第 6 号議案 | 綾瀬市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 1 0 | 第 7 号議案 | 綾瀬市国民健康保険条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 1 1 | 第 8 号議案 | 綾瀬市小児医療費助成条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 1 2 | 第 1 3 号議案 | 工事に関する協定の締結について（綾瀬市早川中央土地区画整理事業に伴う都市計画道路 3・5・1 号深谷早川線整備工事） |
| 日程第 1 3 | 第 1 号議案 | 令和 5 年度綾瀬市一般会計予算 |
| 日程第 1 4 | 第 2 号議案 | 令和 5 年度綾瀬市国民健康保険事業特別会計予算 |
| 日程第 1 5 | 第 3 号議案 | 令和 5 年度綾瀬市介護保険事業特別会計予算 |
| 日程第 1 6 | 第 4 号議案 | 令和 5 年度綾瀬市後期高齢者医療事業特別会計予算 |
| 日程第 1 7 | 第 5 号議案 | 令和 5 年度綾瀬市公共下水道事業会計予算 |
| 日程第 1 8 | 第 1 号報告 | 専決処分の報告について（綾瀬市障害児通所施設条例の一部を改正する条例） |
| 日程第 1 9 | 第 2 号報告 | 専決処分の報告について（綾瀬市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例） |

陳 情 文 書 表		
陳 情 第 4 2 号		令和5年 2 月 1 0 日 受 付 令和5年 2 月 2 7 日 審査依頼
件 名		重度障害者の医療費助成についての陳情
代 表 者	住 所	横浜市神奈川区台町7-2 ハイッ横浜403号
	氏 名	特定非営利活動法人 神奈川県腎友会 会長 府 録 讓 治

—— 陳 情 の 原 文 ——

趣旨

障害児者・透析患者が安心して医療が受けられるよう、重度障害者に対する医療費の助成を陳情申し上げます。

理由

神奈川県は平成20年に、重度障害者医療費助成制度の内容を変更して、障害重複者を除く重度障害者に、窓口負担、年齢制限、所得制限の3条件を逐次附帯しました。結果として、重度障害者は在住市町村の同種制度に頼らざるを得なくなりました。

特に透析患者の場合、慢性腎臓病（CKD）や糖尿病と闘いながら生活し、65歳以上になってから透析導入に至り障害者となる者が多くいます。また、透析導入平均年齢も70.88歳（2020年12月末・日本透析医学会調査）であり、少ない年金収入に頼って生活する者が多く、重度障害者医療費助成制度は安心して医療を受ける上で大変必要な制度です。

綾瀬市におかれましては、私たち障害児者・透析患者が安心して医療が受けられるよう、御配慮をいただけますようお願い申し上げます。

陳 情 文 書 表		
陳 情 第	4 3	号
		令和5年 2 月 10 日 受 付
		令和5年 2 月 27 日 審査依頼
件 名	透析患者の通院への助成についての陳情	
代 表 者	住 所	横浜市神奈川区台町7-2 ハイッ横浜403号
	氏 名	特定非営利活動法人 神奈川県腎友会 会長 府 録 讓 治

—— 陳 情 の 原 文 ——

趣旨

透析患者の通院に係る費用に助成が受けられますよう、陳情申し上げます。

理由

透析患者は透析のため週3回の通院を必要としますが、高齢化や合併症により自己移動が困難な透析患者が増えております。家族の送迎も大きな負担となっており、また、無償での送迎を実施している病院・透析施設も、自己移動困難者で特に車椅子利用となると、病院・透析施設では福祉車両が少なく、職員による送迎対応も困難となってきました。

週3回の透析通院には、タクシーや自家用車が欠かせず、最も割合が高い年齢層が70～74歳（2020年12月末・日本透析医学会調査）である透析患者は年金で暮らす者が多く、命をつなぐための透析通院に係る費用は家計を圧迫します。

綾瀬市におかれましては、週3回の透析通院に必要なタクシー代やガソリン代を助成していただきますよう、お願い申し上げます。